

排泄予測支援機器について

令和4年4月より、特定福祉用具販売の対象用具に「排泄予測支援機器」が追加となりました。従来の特定福祉用具とは取扱いが異なることから、申請については下記のとおりとします。

給付対象者

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている方で、排尿の機会の予測が可能となることで、トイレで排尿をすることが見込める方。

排尿の介助されていない方や、全介助を受けている方については、利用が想定されません。

事前の確認事項

・医学的な所見の確認

下記のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能の確認をしてください。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

・利用を希望する方に対する事前確認

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意思はあるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

・一定期間の試用

販売前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言してください。

申請に必要な書類

排泄予測支援機器の申請については通常の特典福祉用具購入の申請書類に加え、下記の書類(1)及び(2)を提出してください。

- (1) 下記のいずれかの方法により、利用者の膀胱機能の確認をし、医学的な所見がわかる書類
 - ・ 介護認定審査における主治医の意見書
 - ・ サービス担当者会議等における医師の所見
 - ・ 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
 - ・ 個別に取得した医師の診断書 等

(2) 利用者の状態や介助体制、使用状況を確認するための書類

- ・ 排泄予測支援機器確認調書

注意事項

利用者の状態や、介助体制、試用状況を確認する必要がある場合に、市から特定福祉用具販売事業者の確認を行う可能性がありますのでご了承ください。

介助者が高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の支援に努めてください。